

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成19年2月23日

加入者の増加に伴いコールセンターへの問い合わせ件数が増加しております。それに比例して特に企業退職時の移換手続き、脱退一時金についての問い合わせが多いようです。これらについて再度ご案内したいと思います。

企業退職時の資産移換手続きと脱退一時金について

1. 企業退職時の資産移換手続き

企業型確定拠出年金(以下DC)の加入者が再就職、結婚等の理由により退職する場合、加入者と事務担当者は所定の手続きをしていただくこととなっています。もし、手続きを忘れた場合、強制移換者となり、年金資産に悪影響が出てきますので、適切な対応をお願いします。

企業担当者の事務手続き

「加入者資格喪失通知書」の提出
退職が確定した時点で、弊社(岡三証券DCプランニング室)宛てご提出ください。退職日より早くても構いません。尚、60歳到達者は加入資格を喪失しますが、通知書の提出の必要はありません。

記入上の注意事項

- (1) 資格喪失日は退職日の翌日となります。
例) 退職日 3月31日 資格喪失日 4月1日
- (2) 事業主返還テーブル
事業主返還の規約があり、退職者が該当する場合、ご記入ください。
例) テーブルコード: 01 名称: 3年未満自己都合(3年未満退職者返還率)
テーブルコード: 02 名称: 懲戒解雇

加入者の退職時の事務手続き

「個人別資産管理移換依頼書」の提出
上記書類は企業担当者にお渡ししてありますので、必要な箇所(住所・氏名・基礎年金番号・生年月日・運用ファンドの比率等)に記入し企業経由又は直接弊社宛てに郵送してください。

記入上の注意事項

- (1) 運用ファンドの記入漏れに注意し、訂正がある場合は訂正印が必要となります。
- (2) 基礎年金番号は公的年金の基礎番号のことです。

2. 脱退一時金について

企業退職時に年金資産は原則として、再就職先に移換(ポータビリティ)するか、移換が出来ない場合、個人型DCに移換することになります。

しかし、年金資産が少なく、今後運用等を行っても管理手数料等が年金資産から差し引かれてしまい、将来の給付に影響を及ぼす場合があります。

このような場合を想定して、下記の要件に合致すれば脱退一時金を請求する方法もあります。

脱退一時金の要件

- (1) 60歳未満であること
- (2) 企業型年金加入者でないこと
- (3) 国民年金の第1号被保険者でないこと
- (4) 企業年金(厚生年金基金・適年等)の加入者であること
- (5) 障害給付金の受給権者でないこと
- (6) 通算拠出期間が1ヶ月以上3年以下であること又は個人別管理資産額が50万円以下であること
- (7) 最後に加入者の資格を喪失してから2年を経過していないこと

脱退一時金の要件緩和

DCの脱退一時金につきましては今国会にて審議中であり、要件が緩和される予定です。

上記の要件(1~7)とは別に下記の3要件を満たせば脱退一時金を請求できる予定となっています。

- (1) 年金加入期間が3年以下か又は積立金の残高が25万円以下
- (2) 退職後2年以上は拠出金を払わず運用だけ続けること
- (3) 2年間の運用期間を終えて2年以内に請求

上記の件については今後、確定次第DCニュース等でご案内致します。

又、脱退一時金の請求用紙は弊社(DCプランニング室、TEL 03-5245-2086)宛てに直接請求してください。

尚、請求後、国民年金基金連合会にて事務手続きに約1~2ヶ月はかかります。

以上